Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		△　242,630
有価証券の売却による収入		300,000
定期預金等への支出		△　800,000
定期預金の払戻しによる収入		820,000
有形固定資産の取得による支出		△　1,913,116
無形固定資産の取得による支出		△　39,200
施設費による収入		1,062,266
小計		△　812,681
利息及び配当金の受取額		9,466
投資活動によるキャッシュ・フロー		△　803,214
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出		△　84,512
小計		△　84,512
利息の支払額		△　5,490
財務活動によるキャッシュ・フロー		△　90,003
Ⅳ　資金増加額		1,065,920
Ⅴ　資金期首残高		4,970,428
Ⅵ　資金期末残高		6,036,349

（注記）　（単位：千円）

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	6,136,349
定期預金	△100,000
資金期末残高	6,036,349

⑵　重要な非資金取引

①　現物寄附による資産の取得	254,886

利益の処分に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			421,836,150
当期総利益		421,836,150	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		—	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究環境整備・充実積立金	421,836,150	421,836,150	421,836,150

（重要な会計方針）

当事業年度より、国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）のうち教育研究組織改革分、基盤的設備等整備分、学術情報流通活性化分」、「特殊要因経費」に充当される運営費交付金については文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を、役員会で承認された一部のプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	３～54年
構築物	８～50年
機械装置	10～17年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第85）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数により、特定の研究のために受託研究等収入によって取得した固定資産について、当該資産を当該受託研究等の終了後に他の目的に使用することが困難な場合に限り研究期間に基づいています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

⑴　当法人が運営費交付金により支払うことと特定していない教職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

⑵　当法人が運営費交付金により支払うことと特定した役員及び教職員に対して支給する賞与については、引当金を計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

⑴　運営費交付金により財源措置されない教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑵　運営費交付金により財源措置される役員及び教職員の退職一時金については、退職給付に係る引当金を計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第34に基づき計算された退職一時金の当事業年度増加額に基づいて計上しています。